

言語の〈位階制〉と〈民主制〉

——リヴァロールとグレゴワール

糟 谷 啓 介

1

「明晰でないものはフランス語ではない」という名文句によって知られるリヴァロールの『フランス語の普遍性について』⁽¹⁾（以下『普遍性』と略）は、「フランス語は合理的明晰さを尊ぶ理性の言語である」という神話の形成にひと役もふた役もかった記念碑的な著作である。その後の紋切型的なフランス語讃美論は、その倒錯的な面までふくめて、ことごとくこのリヴァロールの著作の変奏曲にすぎないとさえ言えないこともない。ところで、その著作が1784年に刊行されてから数年ののちに勃発したフランス革命は、〈国語〉の概念を政治象徴の地位にまで高め、言語の単一化を重要な政治的目標としてうちたてることにより、近代国民国家の言語政策のありかたにひとつの範をあたえるものとなった。これ以後、「近代国家において言語政策の不在はありうべからざるものとなる」⁽²⁾。それでは、リヴァロールの著作に表わされた言語観は、革命の言語政策とどのようにつながり、呼応しあうのだろうか。この問いは、当時の知識人がいだいた言語意識の世界を探索する端緒をあたえてくれるであろう。

じつは、この点に光をなげかける格好の材料がある。それは、アベ・グレゴワールが1794年6月4日（革命暦2年牧月16日）に国民公会でおこなった『方言を絶滅しフランス語を万人のものにすることの必要性とその手段について』⁽³⁾という報告である（以下『報告』と略）。言うまでもなく、グレゴワールは革命の言語政策を推進した中心人物であり、1790年からの方言調査の結果をふまえ、単一的国語の実現に向けてのプログラムをジャコバン独裁の絶頂期にこの報告のなかで表明した。そして、名前はあからさまにされていないけれども、じつはこの報告のなかにリヴァロールが二度登場するのである。そのそれぞれの部分を前後も少々ふくめて引用してみよう。

ひとつはこうだ。

「フランス語はヨーロッパの尊敬をかちえて、一世紀このかた古典的なものとなっている。このような特権をフランス語に保証した原因を決定することは、ここでのわたしの目的ではない。いまから十年前、ドイツのただなかベルリンにおいて、この問題は学識ゆたかに討議されたことがある。ある作家 (un écrivain) の表現にしたがうなら、この問題は、良き時代のあかしのひとつとして言語を歴史に奉ずることに熱中したローマの自尊心をいたく満足させたことであったろう。その言語をひろめるためのローマ政治の試みのことはだれでも知っている。……だが、その努力にもかかわらず、ローマは、自由な同意がフランス語にあたえたものを不完全にしか手にしなかったのである。」⁽⁴⁾ (傍点引用者)

もうひとつはこうだ。

「ある王党派 (un royaliste) はかつてこう言った。『われわれの言語には文体の位階制 (hiérarchie) がある。なぜなら、君主制における臣民とおなじく、ことばが階層づけられているからだ』と。この告白は、だれであれ深慮するすべての者にとって一条の光である。文体の不平等を身分の不平等にあてはめて考えることにより、民主制におけるわたしの計画の重要性をあかしづける帰結をひきだすことができよう。」⁽⁵⁾ (傍点引用者)

前者は『報告』の冒頭部分であり、後者はその最終部分であって、ふたつの箇所がかけはなれているため気づきにくいけれども、前者のローマの自尊心うんぬんの部分、後者の引用符の部分は、語順やちょっとした単語のちがいはあるが、まぎれもなくリヴァロルの『普遍性』のなかのことばであり、そして、グレゴワールの言う「作家」にして「王党派」こそ同一人物リヴァロルのことなのである。これでは、リヴァロルを名指しできなかったのも無理はない。おなじ文章のなかで、まったくくいちがう評価づけがなされているのであるから。

たしかに、政治的にみれば、リヴァロルは亡命王党派にぞくし、反革命宣伝の先頭に立っていた人物である。しかし、それにもかかわらず、グレゴワールは、言語思想においてリヴァロルとひとつの共通項をもっていることに気がつかないわけにはいかなかったのではなからうか。リヴァロルがあかしづけた〈フランス語の普遍性〉は、革命家たちも称讃することをやめなかったのである。その一方、グレゴワールがリヴァロルを「王党派」として攻撃するのを見

て、革命派と王党派という政治的立場の対立がむりやり言語の次元にうつしかえられたにすぎないと考えてはならない。ここにあるのは、言語思想そのものにおけるリヴァロールとグレゴワールの連続性と対立性なのであり、なにかほかの“深い”原因が反映しているのではない。このことは、言語思想を政治の次元から切りはなして考えるということの意味しない。むしろ、ぎゃくに、言語思想を構成する網目を内在的に分析することによってこそ、そこに真の〈政治性〉があらわれてくるのである。もっとも、〈政治〉を党派活動、政策遂行、行政機構の寄せあつめとしか考えないなら話は別だが。

ともあれ、リヴァロールとグレゴワールの一致と対立は、よりひろい観点から見て、革命がうちたてようとした〈国語〉イデオロギーがそれ以前の言語イデオロギーにたいしてもつ一致と対立とを象徴的にあらわしているのである。まずは、問題となる箇所を手がかりとしながら、具体的に探ってみよう。

2

普遍語 (la langue universelle) といってもここではライブニッツが夢想したような数学的人工語を指すのでないことは言うまでもないが、普遍的 (universel) という形容辞が冠せられたとしても、字義通り、真にあらゆる人間がそれを話すということではない。この点を指してブリュノは、言語の普遍性などありうるはずもなく、それはことばの濫用であって、言えるのはせいぜい一般語とか共通語までであると指摘する。さらにつづけて、この普遍語という「幻影語」は、ジャコバン主義者を血迷わせ、19世紀の諸政府を眩惑させたあげく、そのおかげでフランスは過ぎ去った栄光にうつつをぬかすだけになったと手きびしい批判をあびせる。⁽⁷⁾けれども、それだからこそ、〈普遍語〉〈フランス語の普遍性〉という言いまわしには、貪婪な意志を蔵した歴史的意味がかくされているのだと言えるのではなからうか。

フランス語に〈普遍的〉という形容辞が冠せられはじめるのは17世紀後半からである。そのときはルイ14世の治世の栄光をたたえる修辞という感があつたのだが、18世紀がすすむにしたがい風俗習慣をふくむフランス文化がヨーロッパ全体に浸透しつづけ、その影響力が増大してやまなかったことは、なんのためらいもなくフランス語がヨーロッパの〈普遍語〉であると言える雰囲気をつくりだした。その用例をあげればきりがなが、のちにリヴァロールの著作を生みだすきっかけをあたえたベルリン・アカデミーにおいて、その初代会長の席

にあったモーペルティエが1743年におこなった演説のなかのことばは、ひとつの指標となるだろう。モーペルティエは、科学の成果は普遍語によって伝達されねばならないが、その特権をになうことばこそフランス語であると言う。そして、フランス語はフランス人の言語というより、いまや「ヨーロッパの普遍語」なのであり、その「普遍性」に比肩しうるのはかつてのラテン語くらいであろうと評する。フランス語の＜普遍性＞がうんぬんされるさいにきまって比較されるのが、何世紀ものあいだヨーロッパの共通文化語の地位を独占していたラテン語の権威であった。そのラテン語の権威を打倒すると同時に、フランス語にその地位を継承させようとする知識人の意志がなければ、フランス語の＜普遍性＞という議論があればほど説得力のあるものとはならなかったはずだ。そして、その背後をささえたのは、フランスの宮廷文化と文学芸術の優越性の意識だけではなく、近代科学技術の進歩という時代理念であった。(リヴァロルの議論にこの側面は稀薄であるが)

さらに、フランス語がラテン語にとってかわる普遍語であると言われるさいには、たんにその通用範囲がヨーロッパ全土におよぶからというだけではなく、言語それじたいの内的価値からみてフランス語はラテン語に優越するという考えかたがふくまれていたのである。しかし、言語それじたいとしてフランス語がラテン語よりすぐれているとは、いったいどういうことなのか。ここにもちだされるのが、有名な自然語順 (ordre naturel) の理論であった。⁽⁹⁾

リヴァロルがフランス語の比類ない明晰性 (clarté) の根拠として提示したのは、フランス語が＜主語―動詞―目的語＞という「直接語順 (ordre direct)」にしたがっており、この構文は理性のはたらきに合致しているという議論であった。けれども、ある論者のように、この議論を「あまりにも浅薄なもの」とみなし、その証明がまったくなされていないことが「この論文の最大の弱点」とするのは少々まとはずれである。⁽¹⁰⁾ 総じて、リヴァロルの文章には、なにかを証明するという意図はまったくない。リヴァロルの手柄は、当時わかちもたれていた先入見に快い修辞性をあたえて表現することでそれを確信に転ずる手ぎわのよさにあった。それはこの場合もおなじだ。リヴァロルにとって、直接語順論は証明がなされていないどころか、すでに証明済みの議論だったのである。

リヴァロルが主張する直接語順論の原型は、デュマルセとボーゼという18世紀を代表する合理主義的文法家の理論のなかにある。このことは、このふたり

のそれぞれの著書⁽¹¹⁾、さらに、百科全書においてそれぞれが担当した諸項目を見れば、一目瞭然である。かれらふたりの文法理論はこまかな点でくいちがいがあるが、その本質的な枠組では一致している。それはつぎのようなものだ。言語の本質的機能は思考を正確に伝達することにあるが、そのためには、思考を構成する諸観念が有意味で了解可能な継起的秩序にしたがわねばならない。それが〈主語—動詞—目的語〉という秩序である。述語判断のまえにその判断の主体を表わす主語を示し、動作の対象を表わすまえにその動作そのものを示すことは、自然の論理が要求するのである。だから、〈主語—動詞—目的語〉という構文は、フランス語に固有の語順というよりも、理性による言表の了解性という次元においてあらゆる言語に共通する普遍的深層構造となる。これをデュマルセは単純構文 (construction simple)、ボーゼは分析秩序 (ordre analytique) と名づけた (リヴェロールの「直接語順 (ordre direct)」は、コンディヤックの「直接構文 (construction directe)」という用語に近いが、コンディヤックの理論は前二者とかなり異なる)。しかし、フランス語以外の言語では、情念と想像力の要素——文彩 figure——が大幅に関与するため、その構文が言表として表わされないのだ。こうして、フランス語の〈自然語順〉が表わす明晰性は、個々の話手の表現的意図にもとづく文体の次元ではなく、言語と世界との関係における意味と論理の次元のものとしてとらえられる。フランス語が普遍的理性の秩序にもっとも忠実な言語だというのは、この意味においてであり、〈フランス語の普遍性〉という観念にはそうした含意もあったのである。さらに、フランス語の対立物として扱われたのは、つねにラテン語であった。言うまでもなく、ラテン語は統辞関係を各語末の格変化形態によって示すため、自由な語順をとりうるのだが、そのことは、この理論によれば、ラテン語が情念と想像力にかき乱された言語ということになる。そして、それはラテン語が近代的理性の時代にあって〈普遍語〉たりえないことのあかしにもなるのである。

たしかに荒唐無稽な議論ではある。しかし、その荒唐無稽さは、十九世紀比較言語学の〈祖語〉の仮定、二十世紀生成文法の〈深層構造〉の仮定の荒唐無稽さとさしてかわりがない。ただ、わたしたちとの認識論的距離の変動が、そう見えたり見えなくさせたりするだけだ。当時の知識人は、言語を論じるときにはこの自然構文論を自明のものとみなし、みずからの主張の根拠に役だてたのである。

たとえば、ディドロの『聾啞者書簡』の一節を見てみよう。ディドロは、フランス語は「良識」に合致する明晰で規則的な構文をもつため科学にもっとも適した言語であるのにたいし、倒置法を許容する古典語や他のヨーロッパ諸語は情念と想像力にしたがうため文学により適していると述べたあとで、つぎのようにたたみかける。「われわれの言語は、もし地上に真理がもどってくるなら、真理の言語となるだろう。そして、ギリシャ語、ラテン語、その他の言語は、つくり話と嘘の言語となるだろう。フランス語は、教育し、啓蒙し、納得させるためにつくられた。ギリシャ語、ラテン語、イタリア語、英語は、説きふせ、心を動かし、たぶらかすためにつくられた。ギリシャ語、ラテン語、イタリア語は民衆に話せ、しかし、フランス語は賢者に話せ。」⁽¹²⁾

理性と情念・想像力との対立という単純な二分法の変換にもとづくいささか修辭の目立つ文章ではあるが、理論家ボーゼは、百科全書「言語」の項目でこの一節を共感をもって引用したのち、その項目をつぎのようにしめくくっている。「もしラテン語とはべつの言語がヨーロッパ知識人の共通のことばになるとすれば、フランス語こそこの優先の榮譽を手に入れるはずだ」⁽¹³⁾というように。

だから、リヴェロルがフランス語の普遍性、明晰性を証明するために用いた議論の中味はすべてそれまでにそろっていたのである。当のベルリン・アカデミーでリヴェロルと賞を分けあったシュワップにしてからが、「述辭のまえに主語、関係する客体と目的のまえに動作」をおくのは「自然な」構文であり、⁽¹⁴⁾「フランス語の自然語順、規則的な進行」⁽¹⁵⁾がその確実性と規則性のみなもとであると述べているのを見れば、そのことはよくわかる。フランス語は思考の生成に忠実な理性的言語であるという命題は、フランス語を讃美するときには、だれでも気軽に口にすることのできるステロタイプになっていたとさえ言える。

それは革命家たちにとっても同様であった。グレゴワールがなにげなく述べた「フランス語の明晰で規則的な歩みのなかで思考はたやすく展開する。それこそフランス語に理性の性格、誠実さ (probité) の性格をあたえるものだ」⁽¹⁶⁾という一文は、『普遍性』のなかの「すべての言語のうちでフランス語だけがその特性に誠実さ (probité) を付帯させているゆいいつの言語である」⁽¹⁷⁾ということと反響しあっているのだが、そればかりでなく、その背後には上で述べたような議論のつきかさねがあったのである。さらに、フランス語が理性の言語であるにくわえ革命の言語ともなったことは——「フランス語は人民の言

語であるのだから普遍的な言語langue universelleとなるであろう⁽¹⁸⁾と述べたのはバレールである——、方言との対決において強力な武器となった。方言を破壊し〈国語〉におきかえるということは、たんに政治的国民統一の要請であるばかりでなく、〈闇〉を〈光〉に、〈誤謬〉を〈真理〉に、〈迷信〉を〈知識〉におきかえるという知的道徳的一大啓蒙事業として把握されたのである。

しかし、ここまで論をすすめてくると、しだいにリヴァロルとグレゴワールが袂を分かちにいたる分岐点が見えてくる。リヴァロルが「フランス語はあらゆる時代の魅惑のまどでありひとびとのきずなである会話のためにつくられた⁽¹⁹⁾」と言うとき、念頭におかれているのは、宮廷とサロンでの才気煥発な談論のことであり、また、フランス語にたいして〈social〉という性格づけがされていても、それは日本語に訳すなら「社交的」とすべき性質のものだ。ところが、グレゴワールが言語を「社会のきずなでありあらゆる知識の受託者⁽²⁰⁾」と規定するのは、言語が国民を構成するあらゆる市民のあいだでの間断ない観念の伝達、交流（commerce）の道具だからである。言わば、言語の〈社会性〉の把握のしかたが、両者で完全にくいちがっているのだ。さらにこのことは、両者の〈普遍性〉概念のくいちがいを生みだす。リヴァロルがフランス語という「同一言語の支配のもと⁽²¹⁾の共和国」と見なしているのは、「文学者たちの統一的で平和な世界⁽²¹⁾」、つまり、18世紀の多くの文学者が夢みた精神的文芸共和国のことである。フランス語の普遍性はその文芸共和国とそれにつらなる上流階級の内部においてのみ妥当し、またそれで充分であった。ところが、グレゴワールにおいて、普遍的であるとは、文字通り「万人に通じる」こととしてとらえられる。だからこそ、グレゴワールは、フランス語がヨーロッパ全土に広まっているにもかかわらず、「いかなる運命でフランス人の大部分がまだフランス語を知らないのか⁽²²⁾」と嘆いたあげく、1790年の方言調査表を「あなたの県でフランス語の使用は普遍的universelですか⁽²³⁾」という問いかけではじめねばならず、フランス語の使用を「万人のものとするuniversaliser」ための報告を書かねばならなかった。リヴァロルの立場にたつなら、そのことはなんら嘆くべきことでも、問題視すべきことでさえもなかったはずだ。両者が頭にえがいている言語体制のすがたは、根本的にくいちがっていたのである。

3

グレゴワールが攻撃してやまない「王党派」リヴァロルとは、つぎのように

語るリヴァロールである。「われわれの君主制における臣民がそうであるように、われわれの言語においては文体が階層づけられている。ふたつの表現がおなじものにあてはまるとしても、ものごとのおなじ審級にあてはまるわけではなく、この文体の位階制を通じてこそ、良き趣味は歩むことができる。」⁽²⁴⁾

ここで言うふたつの文体とは、つぎのものをさす。ひとつはラシーヌとボワローの文体。それは「その形式において完璧であり、なんらの混じりけもなく、つねに理想的で、つねにまわりの民衆とは無縁のことば」であるゆえに、「かれらは永遠の作家となり、後世にあっても失うものはほとんどない」。もうひとつはモリエールとラ・フォンテーヌの文体。かれらは「着想に民衆的な形式をまとわせ」て、生き生きとした文体をつくりあげたが、時がたつにつれて「そのまぜこぜの文体の魅力は無味乾燥になるか、消えうせてしまう」ため、上の作家のような永遠性はもちえないとされる。⁽²⁵⁾

つづめて言うなら、古典主義的高貴体と民衆的混淆体との区別であるが、このように言語、文体をふたつの領域にわけ、それらのあいだに障壁を設けることで、古典作品が体现する言語の純粋性を守ろうとするのは、アカデミー・フランセーズが終始とってきた態度であり、さかのぼるなら、イタリアのアカデミア・デッラ・クルスカ、さらにピエトロ・ベンボにまでその系譜をたどることができる。それはまさに古典主義的言語ピュリスムの基本原理なのである。ただし、重要なのは、言語を<上/下>のふたつの領域に分割し、それぞれに<高/低>の価値を配分するという手続きそのものであって、それぞれの領域の中味が具体的になにとされるかはさまざまでありうる。『普遍性』への自註にはつぎのような一節がある。「言語にかんしてフランス人をふたつの階層に分けることができる。第一の階層は、フランス語がその富をひきだした源泉を認識している者たち。もうひとつは、フランス語しか知らない者たちだ。これら両者は言語をおなじ眼でながめていないし、文体についてもおなじ基盤をもっていない」。⁽²⁶⁾もちろん、ここで言う「フランス語の富の源泉」とは、永遠の価値を付与された古典作品のことにほかならない。

また、ときにはその分割が国語と方言とについてなされる場合もある。リヴァロールはイタリアとフランスの言語状況を比較してつぎのように言う。「イタリアは、ギリシャがやったように、そのさまざまな地方語(dialectes)を高貴なものにすることができず、それらにかかわりあいすぎたことをひとびとは察し

た。この点でフランスはずっと幸福であるようだ。方言 (patois) は地方にゆだねられ、下層の者たちがそこに気紛れをはたらかせるのだが、その一方、国語 (langue nationale) はかれらの手のとどかないところにある。」⁽²⁷⁾ (リヴァロールが慎重に dialecte と patois とを使いわけていることに注意)

事実を言うなら、18世紀は商品経済の拡大、交通網の整備、出版物の増大などの物質的条件がいまって、フランス語がより深く急速に地方のなかへ浸透していった時代であって、その結果、フランス語と方言の二言語使用が広まったばかりでなく、両言語の接触によって地域フランス語とでも言うべきものさえ生まれつつあった。⁽²⁸⁾ だから、リヴァロールは完全な事実誤認をしていることになるのだが、むしろアンシャン・レジームにおける言語体制の理念的正当性を述べたものとしては、この文章は正確このうえない。アンシャン・レジームにおける支配的言語イデオロギーは、上で見たような静態的二層言語状態を固定しつづけることを主眼としていたのであり、民衆をフランス語化することは、およそ企てられも考えつかれもしなかったのである。

このことは当時の教育理念と深いつながりがある。民衆に教育をほどこすことは、社会的上昇の機会の枠を広げることによって、身分的階層制の安定をあらゆるくさせるととらえられた。ジェズイットの支配する従来の教育制度を批判し、教育制度を国家の画一的管理のもとにおくべきことを主張したという点では画期的な『国民教育論』の著者ラ・夏洛テでさえも、「社会の利益は民衆の知識がその日々の務め以上には広がらないことを要求する」と述べ、農民には読み書きを教えるべきではないと断じたことから、いかにそうした考えかたが根深いものであったかを推しはかることができる。⁽²⁹⁾ 他方、フランス語は教育課程のなかでしかるべき地位をあたえられていなかった。中等教育において、革新的な学校がじょじょにフランス語を教科として採用しはじめたが、初等教育においては、読み書きがラテン語からはじめられることが一般的でさえあった。⁽³⁰⁾

ところが、革命はこの教育理念を一変させた。コンドルセが述べたように、「公教育は市民に対する社会の義務である」⁽³¹⁾と把えられた。その実現方法や目的はさまざまでありながら、普通教育の組織的制度の樹立は革命の基本的原則のひとつとなる。そして、革命における最初の公教育計画案であったタレイランの報告(1791年9月10日)においては、初等教育の第一の教科内容に「話さ

れるものであれ書かれるものであれ国語 (langue nationale) の諸原則」が指定され、それと同時に「封建制の残存であるこの群れなすくずれた方言」の消滅が予言される。「<書>はアンシャン・レژیームの日常生活との断絶の道具として、また、新たな習俗の設立手段として把えられた⁽³²⁾」のであるが、それは<国語>というもうひとつの新たなちからと結びつくことによってのみそうなのである。こうして、言語の単一化の問題は、つねに公教育の問題の対象となった。まさに、<国語>が民衆の「手のとどかないところ」にあるなどとは言語道断なことなのである。

本筋にもどれば、リヴァロルの理想とする言語体制が社会階層と結びつく静態的二層言語状態であるとすれば、グレゴワールの理想とするのは平準化され同質化された社会における徹底した単一言語主義であったとすることができる。グレゴワールの見方によれば、リヴァロルが称賛するような、アカデミー・フランセーズの支配する言語の位階制は、方言の雑居状態を許容し、かつそれを前提とすることによって成りたっていたのであって、これらふたつの「封建制の遺制」を同時にうち破ることが、<民主制>における国語の普遍化に課された任務となる。したがって、グレゴワールが、方言を攻撃するときとおなじような言辞でもって、アカデミーを攻撃するのは、べつに不思議なことではない。「宮廷人の腐敗が法を課していたときフランス語は奴隷の臆病さをもって、わたしは指摘したことがある。それはもっとも下劣な党派と情念のジャルゴンであった。その誇張したことばは、つねに真実をはみだすか、真実に達しないかのいずれかであった。……いまや、言語が共和国の特性である真実さと簡素な高潔さという性格をもつときだ⁽³⁴⁾」。じじつ、アカデミーはつねに宮廷の慣用を言語規範の基礎とみなしていた。そして、そのアカデミーは、すでに約一年前 (1793年 8 月 8 日)、グレゴワールの報告をもとにした法令によって閉鎖されていたのである。

この引用文は、たんなる政治的宣伝文句の羅列ではない。そこにはひとつの明確な意図があった。グレゴワールの言う「言語の革命」は、共和国の言語を単一化するだけでなく、言語それじたいの変革をも目ざすものだったのである。上の箇所直前で、グレゴワールは、語彙の増加と文法の非合理性の消去によって、言語規則を「自然の歩み」「事物のアナロジー」に合致させねばならないと述べている。つまり、言語を世界の合理的秩序の透明な表象たらしめようと

したので。そして、一般文法の理論はそれが可能であることを確信させた。ブリュノが言うように、一般文法は「言語が論理の道具であり……その本質的役割をはたすまたげとなるような不完全さがあれば必要に応じて言語を修正すべきだとの考えをいだかせた」⁽³⁵⁾のである。一見途方もないようであるが、こうしたくわだては、コンドルセや他の観念学者にもわかちもたれていた。このことは、言語からの修辞性の追放をめざす経験論的合理主義の言語意識の勝利を示すと同時に、革命暦の採用、デパルトマンの区分などにみられる時間、空間のカテゴリーの再編成と連動して、生活空間の全面的合理化という革命の欲望のあらわれとなったのである。そして、この「言語の革命」は、そうした夢想の域をこえて、言語表出における〈中間的標準体〉⁽³⁶⁾の設定というきわめて実践的な課題とともとりくまねばならなかったのであるが、そこまで論じる余裕はここにはない。

4

それでは、グレゴワールの言う〈言語の民主制〉とはいったいいかなるものなのか。革命の言説がつねにそうであるように、ここでの〈民主制〉の概念は、打倒すべき敵である〈封建制〉〈君主制〉の概念との対立のなかにおいてのみ意味をもつ。その点でグレゴワールの用語法は、つぎのバレールのそれと軌を一にする。「専制はことばの多様性を保持する。君主制がバベルの塔と似かようなのはもっともだ。……その反対に、民主制においてはあらゆる市民に政府の監視が託される⁽³⁸⁾。監視するには知らねばならない。とりわけその言語を知らねばならない。」

革命があらゆる政治的正当性のみなもととみなした〈国民 (nation)〉は、つまるところ、単一の〈国語 (langue nationale)〉の支配する政治空間であった。それは細分化された諸領域の隣接的連合としてではなく、〈法〉という普遍的原理が貫通する同質的空間として表象された。諸個人は〈国語〉を話すことによってのみ、主権を行使する政治的主体、〈市民 (citoyen)〉となりうるのである。そのとき、監視するものはすぐさま監視されるものになりかわる。だから、ひとつの区別をあてはめるなら、グレゴワールの言う民主制は、諸個人が〈市民〉という政治的抽象の単位のもとに包摂される政治的民主主義であっても、社会における諸個人のありかたの多様性に基礎をおく社会的民主主義⁽³⁹⁾ではないと言えるかもしれない。ある意味で、そうした政治的民主主義は論

理必然的に〈国語〉の体制を招来するのだ。けれども、ここではもう少しべつのことを述べてみたい。

グレゴワールの意図のなかにことばの〈民主化〉という要素を見出すことで、革命の言語政策から肯定的な側面をすくいあげようとする論者がいる。⁽⁴⁰⁾たとえば、レンツィは、グレゴワールのとなえた政策が暴力ではなく教育を通じておこなわれるべきであったことを強調するが、教育がそれほど暴力的でないかどうかは疑わしいかぎりだ。そのことはさておくとしても、かれのように、言語抑圧というものを法律的強制や物理的暴力によってある言語の使用を禁ずるものとだけとらえるなら、たしかにグレゴワールの思想の抑圧性とやらは減じるだろう。しかし、それではかえってグレゴワールの思想の核心を見のがすことになる。

「方言の絶滅anéantissement des patois」が、即効をめざす政治的強制力によって実現するものでないことは、グレゴワールも承知していた。グレゴワールは、自身の方言調査から、方言から国語への言語変換は各地で進行しつつあるものごとの自然的過程であるという結論をひきだし、その過程を促進させるような社会環境を細部にいたるまでととのえることに全力をつくした。「教育と有用な知識」が国民全体に「甘い露のように」広まることで、「方言は知らず知らずのうちにinsensiblement消え去る」はずであった。⁽⁴¹⁾たしかに、そこには、革命の進行は自然のちからの具現であるとする革命信仰があった。しかし、むしろ、革命が統治とはべつの独自の論理をもつ〈社会〉という空間を十全なすがたでうかびあがらせたということの方が重要である。それはたんなる統治の受動的対象ではなく、統治を能動的に支えながらも、その内部では権力が不在である自由な空間であるかのように表象された。だが、じつは、強制、抑圧、禁止によって語りうる権力とは別種の権力が作動する場が発見されたのである。それは、個人の自発性を抑圧することではなく、逆にそれを開発＝利用することによって作動する。⁽⁴²⁾

革命があれば「習俗moeurs」に関心をはらわなければならなかった理由もここにある。「習俗がなければいったい法が何になるだろう」というジョゼフ・ヴィリエの言は、その点象徴的である。習俗の整備こそ単一の法の支配の前提であるのだが、その習俗じたいは法的強制によっては変革不可能な頑固な粘着力をもっていることに革命家たちは気づかないわけにはいかなかった。グレゴワールの

1790年の方言調査は、まさにその地方の「習俗」を正確に把握することを目的としていた。そして、「方言の絶滅」のためにグレゴワールが法的手段とならんで提唱するのが、「法の対象ではない精神的手段moyens moraux」なのである（moralとmoeursの語源的類縁性がここでは生きているようにみえる）。政治や実用技術のあらゆる分野について簡単なことばづかいと統一した用語法で書かれた小冊子の配布（農業に直接役だつ気象学と物理学がとくに重要視される）。民衆の自己愛をよびおこすような対話体や逸話体で書かれた読物の作成。生活のなかで歌われる歌や叙情詩の普及。見る者の徳性を高めるような演劇。そして、結婚式における国語の知識の証明、国民祭典、等々……⁽⁴⁴⁾。これらはすべて言語を直接の対象としていないにもかかわらず、言語を媒体として用いるかぎり、国語の普遍化のための強力な武器となりうるのである。

このように、私的な日常空間と統治される者の内面にまで入りこむまなざしの存在することが、国語イデオロギーのもっともおどろくべき要素なのである。その論理の本質は、言語を有用な知識の伝達の道具と規定することを通じて、あらゆる場面で、言語を媒介にして精神と社会とを同型化することにあった。そのためには、社会の多様性を、それが最終的には排すべきものであったにせよ、少なくとも調整可能なものとして把握しなければならない。

「マイノリティ」へのまなざしはここから発する。グレゴワールの「方言の絶滅」の明瞭な意図は、革命以前の1788年、ロレーヌ地方の首都メスのアカデミーに提出した論文『ユダヤ人の更生』⁽⁴⁵⁾のなかにすでにあらわれていることは何度か指摘されている⁽⁴⁶⁾。だが、重要なのは、その論文のなかで示された「ユダヤ人解放」と94年の『報告』に結晶する「方言の絶滅」とに、まったくおなじ論理が貫通しているということだ。かれのユダヤ人解放の根本を規定する指針は、ユダヤ人への啓蒙をすすめることにより「ユダヤ人共同体の解体」⁽⁴⁷⁾をうながし、ユダヤ人に十全な市民の地位をあたえることを通じて、「かれらを国民の塊のなかに溶かしこむ」⁽⁴⁸⁾というものだ（最終目標は、ユダヤ教からカトリックへの改宗である）。そして、その過程で「ドイツ＝ヘブライ＝ラビ的なジャルゴン」⁽⁴⁹⁾すなわちイディッシュ語は消え去らねばならない。しかし、グレゴワールは強制力による性急な方策には反対し——それはフランス人の反ユダヤ主義とユダヤ人の保守主義との両方の態度を硬化させることにつながるとされる——、「ユダヤ人を勇気づけることで、かれらがしだいにinsensiblementわ

れわれの考えかた、行動様式、法、慣習、習俗をうけいれる」ことを望むのである。⁽⁵⁰⁾「方言の絶滅」による同質的国民の創出は、この「ユダヤ人解放」の論理を住民全体にまでおし広げたところに設定された課題であった。「国民の塊に溶かしこむ *fondre dans la masse nationale*」とは、94年の『報告』でもくりかえし用いられた句である。それは、対象こそちがえ、グレゴワールの思考方式をささえる公理を表現している。かれの〈民主化〉をめざす〈啓蒙〉と〈解放〉の論理は、結局のところ〈同化〉の論理に帰着するのである。

〔註〕

- (1) Rivarol, *Discours sur l'universalité de la langue française*, Ed. Pierre Belfond, Paris, 1966
- (2) L. Renzi, *La politica linguistica della rivoluzione francese*, Liguori, Napoli, 1981, p.165
- (3) Abbé Grégoire, Rapport sur la nécessité et les moyens d'anéantir les patois et d'universaliser l'usage de la langue française, in *Oeuvres de l'Abbé Grégoire*, t. II, KTO Press-EDHIS, Liechtenstein pp. 227—254
- (4) *ibid.* pp.227—228
- (5) *ibid.* p.253
- (6) グレゴワールの方言調査の回答を分析した M. de Certean et al., *La politique de la langue*, Gallimard, Paris, 1975を評して、ある論者は、題名とはうらはらにその本は「言語学、社会学、民族学的分析」を示しているが、「政治的側面を無視」していると述べる。しかし、そうした評価の視角はかえって〈政治〉概念を貧困化させられると思われる。(L. Trénard, "Histoire des sciences de l'éducation" in *Revue Historique*, 257, 1977, p.466)
- (7) F. Brunot, *Histoire de la langue française*, t. VIII, 2ème et 3ème partie, A. Colin, Paris, 1967, pp.VI—X
- (8) *ibid.* pp.777—778
- (9) U. Ricken, *Grammaire et philosophie au siècle des Lumières*, Université de Lille III, 1978はこの理論の歴史的展開の見取り図を与えてくれる。
- (10) 西川長夫「フランス的明晰とは何か」饗庭孝男編『フランス六章』所収、有斐閣、1980年、53頁
- (11) Du Marsais, *Oeuvres choisies*, Frommann, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1971 ; Beauzée, *Grammaire générale*, Frommann, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974
- (12) Diderot, *Lettre sur les sourds et muets*, in *Oeuvres complètes*, t. 2, Le Club Français du livre, Paris, 1969, p.546
- (13) *Encyclopédie*, t. 9, 1765, art. Langue, p.266A
- (14) F. Brunot, *op. cit.*, p.866
- (15) *ibid.* p.874

- (16)Grégoire, *op. cit.*, p.228
- (17)Rivarol, *op. cit.*, p.119
- (18)F. Brunot, *op. cit.* t. IX, p.181
- (19)Rivarol, *loc. cit.*
- (20)Grégoire, *op. cit.*, p.250
- (21)Rivarol, *op. cit.*, p.75
- (22)Grégoire, *op. cit.*, p.228
- (23)M. de Certeau, *op. cit.*, p.12
- (24)Rivarol, *op. cit.*, p.124
- (25)*ibid.*
- (26)*ibid.* p.148
- (27)*ibid.* p.86
- (28)F. Brunot, *op. cit.*, t. VIIに詳しい。
- (29)*ibid.* p.137
- (30)R. Chartier et al., *L'Education en France du XVI^e au XVIII^e siècle*, SEDES, Paris, 1976
- (31)Condorcet, Sur l'instruction publique. Premier mémoire, in *Oeuvres complètes*, Firmin Didot t. VII, Paris, 1847, p.182
- (32)F. Brunot, *op. cit.*, p.13 et p.97
- (33)F. Furet et J. Ozouf, *Lire et écrire*, t. I, Ed. de Minuit, 1977, p.364
- (34)Grégoire, *op. cit.*, p.253
- (35)F. Brunot, *op. cit.*, t. X, pp.628—629
- (36)G. Gusdorf, *La Conscience révolutionnaire : les Idéologues*, Payot, Paris, 1978, pp.175—188
- (37)R. Balibar, *L'Institution du français*, PUF, Paris, 1985は、初等教育用の教科書作成のさいに、この文体の問題がいかに大きな難関となったかを論じている。
- (38)M. de Certeau, *op. cit.*, p.296
- (39)N. Bobbio, *Stato, governo, società*, Einandi, Torino, 1985, pp.147—148
- (40)R. Lenzi, *op. cit.*, pp.163—166 ; R. Balibar, *op. cit.*, pp.147—219は少々観点が異なる。
- (41)Grégoire, Discours sur l'éducation commune, in *op. cit.*, p.37
- (42)したがって、わたしには、革命の言語政策が「方言弾圧一辺倒」であったかなかったかという問いよりも (cf. 天野知恵子「ことば・革命・民衆」『社会史研究』6, 1985, p.184), そもそも言語政策なるものが、なぜ、いかにして、必要なものとなり、そしてそれ以上に可能なものとして考えられたのかという問いのほうが、より本質的に思える。
- (43)D. Julia, *Les trois couleurs du tableau noir : la Révolution*, Ed. Belin, Paris, 1981, P.24より引用。
- (44)Grégoire, *op. cit.*, pp.243—247

- (45) Grégoire, *Essai sur la régénération physique, morale et politique des Juifs*, in *op. cit.*, t. IX, pp.1—265
- (46) L. Poliakov, *Histoire de l'antisémitisme T. 3 : De Voltaire à Wagner*, Calmann-Lévy, Paris, 1968, p.168 ; G. Gusdorf, *op. cit.*, pp.184—185 ; M. de Certeau et al., *op. cit.*, p.21
- 47) Grégoire, *op. cit.*, p.166
- (48) *ibid.*, p.145
- (49) *ibid.*, p.168
- (50) *ibid.*, p.147
- (51) ちなみに、グレゴワールの政治活動のなかで、奴隷制廃止への貢献をわすれることはできないが、かれはそこでも言語にたいする気くばりをおこたらなかったように見える。94年の『報告』にはフランスに存在する数多くの方言を列挙したのちにこういう記述がある。「さいごに、われわれの植民地の黒人は……ホッテントットのことばのような一種の貧弱なことばをもっている。それはリンガ・フランカのように、あらゆる動詞に不定法しかないことばだ。」(Grégoire, *op. cit.*, t. II, p.230) これはもちろんクレオール語のことを指す。つまり、奴隷制廃止とクレオール語の「絶滅」とは矛盾していないばかりか、ここで述べた同一の論理にもとづいているのである。